

次期「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ（FS）実施に関する調査・提案委託業務 一式 公募実施要領

表記業務の公告に基づく実施については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会規程（平成27規程第67号）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成27要領第5号）に定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

1. 総則

次期戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ（以下「FS」という。）実施に関する調査・提案業務を実施する法人選定のための公募について、この要領に定める。

2. 委託先法人の業務

委託先法人の業務は、次期 SIP 課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係る FS 実施に関する調査・提案業務仕様書に規定する業務（以下「本業務」という。）とする。

3. 応募の資格

以下の全ての条件を満たす法人であること。

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本業務を速やかに遂行可能な体制・人員を確保していること。さらに人員補助体制が確立されていること。
- (4) 資格審査申請書等提出書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 反社会勢力が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、公租公課について、納付期限を過ぎ

た未納税額がないこと。

- (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有していること。
- (11) 社会保険(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (12) 応募者は、国または国に準ずる機関から委託された類似業務経験を有すると共に、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」課題分野について相当の知見を有することが望ましい。また、応募者は、業務の実施にあたって、事前にSIPの制度及び実施体制を熟知・精通し、本業務の要求事項を満たすためのノウハウや経験を有し、適切な提案が可能であること。ただし、複数者が共同提案する場合は、共同で応募する者のうちいずれかが当該要件を満たし、共同体として全ての要件を満たすこと。
なお、複数者で共同提案する際は、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。その際、共同提案する理由を書面にて明確にすること(様式自由)。
また、委託側および関係者の負担軽減に十分に配慮し、業務を合理的に実施すること。
- (13) 作業責任者は、ヘルスケア・福祉等、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に関連する知見を有していること。
- (14) 応募者は、本業務を速やかに遂行可能な体制・人員を確保していること。さらに人員補助体制が確立されていること。
- (15) 応募者は、本業務の調査・提案業務において、委託者が必要とする「研究開発テーマの絞り込みや研究開発計画への落とし込みといった目的に資する的確で正確な報告書の作成」を着実に実施できる体制・手順(業務フロー)等が具体的に示されていること。
- (16) 応募者は、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫等を常に示していること。
- (17) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- (18) 公募説明会に参加した法人であること。

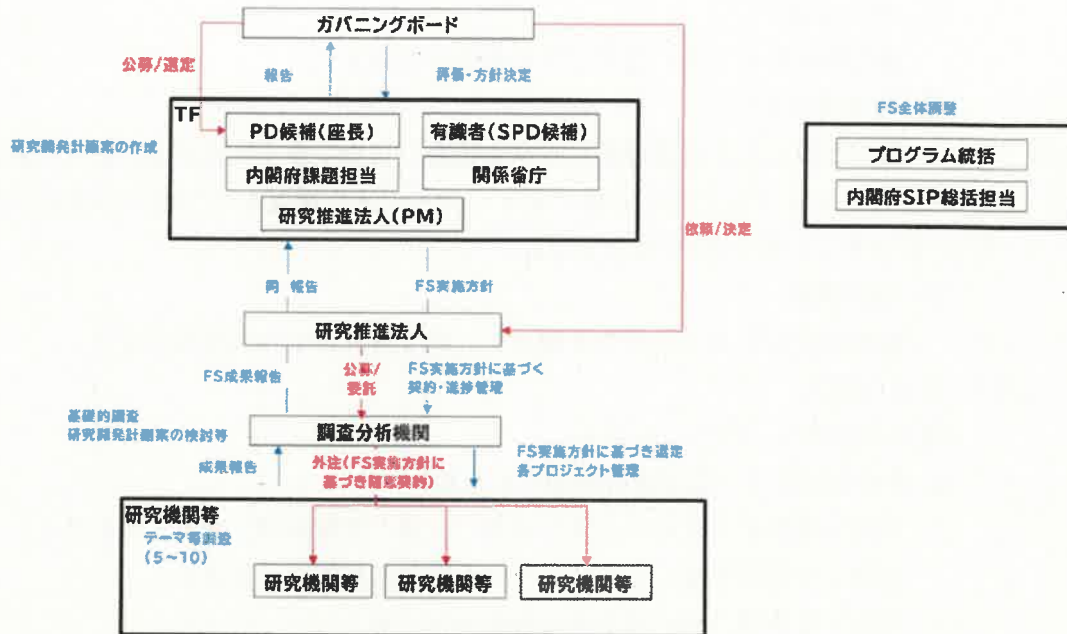
4. 本業務の予算額(予定)

100,000千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

5. 業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

6. 実施体制（想定）



7. 実施スケジュール（想定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/pdf/220401sip_pd5.pdf を参照のこと。

8. 次期SIP課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の構成案

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/211223/siry3.pdf> の「ターゲット領域（個別）の設定 ①」を参照

9. 応募者の審査

(1) 審査の方法

法人の採択については、企画提案方式に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「委託者」という。）において、応募要件に該当する旨を確認した後、応募内容等を審査するが、審査に当たっては、委託者内に審査委員会を設置し、審査委員の意見を聴き、別に定めた審査基準に基づき実施する。

審査委員会は、応募者から提出された応募書等の内容について書面審査及び必要に応じプレゼンテーション若しくはヒアリングを行い、それらの審査結果を基に最も優秀と認められる法人を選定する。

審査は非公開で行い、その経緯は通知せず、問い合わせにも応じない。なお、提出された応募書等の審査資料は返却しないので、予め了承のうえ応募すること。

(2) 審査の手順

審査は以下の手順で実施する。

① 形式審査

提出された応募書類について、応募要件への適合性について審査する。なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査対象から除外する。

② 書面審査

審査委員会により、書面による審査を実施する。

③ 審査委員会

審査委員により応募書類に対する審査の意見交換を実施する。また、必要に応じてヒアリング若しくはプレゼンテーション審査を行う場合がある（実施のとき：1者30分程度を予定）。

④ 最終審査

審査委員会における審査を踏まえ、最も優れた応募者を採択する。

(3) 審査の観点

審査の観点は、以下のとおり。

① 事務処理能力（業務遂行体制の妥当性）

- ・ 業務を実施するために必要な体制（人員、管理体制）を有しているか。
- ・ 業務を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・ 実施する業務について十分な理解があるか。

② 対象課題候補に関する知見の妥当性

- ・ 「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に関係するダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンなどの調査業務経験は十分にあるか。
- ・ ジェンダー多様性等の受容に係る NPO 等の団体や自治体の取組について、識見を有しているか。

③ 実施予定の業務の妥当性

- ・ 業務内容が、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の目的である『ジェンダー、年齢、障がいなどに関わらず、多様な人々が社会的にも精神的にも豊かで暮らしやすいコミュニティを実現するため、プライバシーを完全に保護しつつ、社会活動への主体的参加を促し、必要なサポートが得られる仕組みの構築』に資する内容となっているか。
- ・ 提案内容が今後、日本全国に普及すべき、ジェンダー多様性の受容、障がい者の社会進出、孤独・孤立に係る NPO 等の団体や自治体の先進的な取組を十分に取り上げているか。
- ・ 提案内容が、仕様書に記載している趣旨について十分把握したものとなっているかどうか。
- ・ 今年度の F S を通じて作成する研究開発計画書案についてのビジョンが示されているかどうか。

④ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）及び同実施要領（平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）に基づく

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)であるか。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)であるか。
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)であるか。

(4) 審査結果の通知等

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募者に対して通知する。

10. 業務の実施について

採択後、速やかに委託者との業務委託契約を締結し、遅滞なく本業務に着手すること。

11. 応募方法等

(1) 提出書類

以下の書類について、提出期限内に必要な部数を提出すること。

- ① 業務実施法人応募書
- ② 企画提案書等(仕様書に沿って作成すること)
- ③ 経費内訳書(見積書)
業務を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書
- ④ 法人の概要や経歴、定款(又は規約)、業務方法書など応募者の活動が分かる資料
- ⑤ 「3. 応募の資格」を満たすことを証するもの
- ⑥ 複数者の共同提案であるときは、すべての参画法人の「3. 応募の資格」の充足について一覧表にまとめ、満たしている法人はそれを証するもの

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和4年7月21日(木)17時(必着)

② 応募書等の作成に関する提出先・問い合わせ先

提出先：〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

戦略企画部(次期SIP包摂的CP担当)

E-mail：sangakukan@nibiohn.go.jp

③ 提出部数

11の(1)に掲げる書類の正本を各1部、副本(コピー)を15部提出

すること。

④ 提出方法

郵送又は宅配便による。

(FAX や電子メールでの提出には応じられない。)

⑤ 提出に当たっての注意事項

- ・理由の如何にかかわらず、提出した応募書等を変更又は取り消すことはできない。
- ・応募書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ・電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合があるので、その場合は速やかに対応すること。

⑥ 応募書等の無効

- ・虚偽の記載をした企画書等は無効とする。
- ・応募資格を満たさない者が提出した応募書等は無効とする。
- ・前記「提出に当たっての注意事項」に掲げる項目のほか、本公募要領に違反した応募書等は無効とする。

12. 応募・審査スケジュール

(1) 説明書を交付する日時及び場所

ア 日時

令和4年6月23日(木)から令和4年7月13日(水)(平日9時30分から17時の間とする。)

イ 場所

- ①〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 会計課
電話 072-641-9824

- ②医薬基盤・健康・栄養研究所ホームページ

(<https://www.nibiohn.go.jp/procurement/>)

(2) 公募説明会

- ① 日時：令和4年6月28日(火) 11:00~12:00(予定)

- ② 開催方法：WEB 開催

- ③ 申込方法：令和4年6月27日(月) 15時までに

(sangakukan@nibiohn.go.jp)へE-mailで件名に『次期SIP調査FS(包括的CP)公募説明会参加(法人名)』とし、以下を記載して送信すること。

- ・法人名
- ・参加者名(1事業体3名まで)
- ・連絡先(電話番号およびメールアドレス)

- ・ 参加される課題候補名
- ・ WEB 説明会用のメールアドレス

※公募説明会参加に係る経費は参加者でご負担ください。

(3) 質問の受付及び回答

質問は別添の質疑書に要旨を簡潔にまとめて提出のこと。

また、質問は、下記担当において電子メールにて受け付ける。なお、メールの標題には「次期 SIP 調査 FS (包摂的 CP) 公募に対する質問 (法人名)」とすること。

- ア 受付先 上記(2)③に同じ。持参、口頭による質問は受け付けない
- イ 受付期間 令和4年6月23日(木)から令和4年7月6日(水)まで
- ウ 回答 令和4年7月11日(月)までに企画競争参加者全員に対して電子メールで行う。

エ 参考

本回答内容を踏まえ、本実施要領及び仕様書の追加又は修正が行われることがあるので、その場合は速やかに応募者へ連絡する。

(4) 参加資格確認等書類の提出について

- ア 受付先 上記(1)のイに同じ
- イ 提出書類 参加資格確認関係書類に示す資料
- ウ 提出期限 令和4年7月15日(金)17時まで
- エ 連絡について

参加資格が無いと認められた場合は、速やかに応募者へ連絡する。

なお、事後において、確認された参加資格を満たさないと認められた者は、その時点で参加資格を失うものとする。その他競争参加の条件に違反した者も同様とする。

(5) 応募期間：令和4年6月23日(木)～令和4年7月21日(木)(必着)

(6) 審査期間：令和4年7月22日(金)～

(7) 採択・不採択の連絡：令和4年8月上旬

以上

次期戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)課題候補

「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係る

フィージビリティスタディ(FS)実施に関する調査・提案委託業務実施法人応募書

【様式1】実施法人応募書表紙

【様式2】業務実施体制表

【様式3】同種・同類実績表

【様式4】予定メンバーの経歴・業績表

【様式5】ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

【様式1】実施法人応募書表紙

令和 年 月 日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 御中

次期戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」
に係るフィージビリティスタディ(FS)実施に関する調査・提案業務実施法人応募書

申請者名称	
代表者	
代表所在地 および 代表連絡先	住所 :〒 TEL : FAX :

■本件担当者

担当者氏名	
所属・役職	
所在地 及び 連絡先	住所 :〒 TEL : FAX : E-mail:

以上

【留意事項】

1. 様式指定:【様式1】、A4 判縦1枚
2. 必要事項を全て記入すること。
3. 審査中及び採択後の連絡については、上記「本件担当者」に対して行う。

【様式2】業務実施体制表

【留意事項】

1. 様式指定:【様式2】、A4 判縦1枚。
2. 業務を実施するための組織体制について記入すること。なお、図表等を用いてもよい。
3. 担当者の氏名、役割、業務専任率を記載すること。
4. 全体統括責任者及び副責任者、担当者により明確な業務分担があれば業務内容も記載すること。

【様式3】同種・同類実績表

実績 1

業務名:

実施年月: 年 月

業務概要:.....

実績 2

業務名:

実施年月: 年 月

業務概要:.....

実績 3

業務名:

実施年月: 年 月

業務概要:.....

:

実績 4

業務名:

実施年月: 年 月

業務概要:.....

実績 5

業務名:

実施年月: 年 月

業務概要:.....

【留意事項】

1. 様式指定:【様式3】、A4 判縦必要枚数

2. 調査・分析業務に係る以下を満たす実績を5件まで記載すること。

本業務における体制としての、国または国に準ずる機関から委託された類似業務の調査・分析の実績(過去5年間)

3. 自社以外の者を参画させた場合は、その者の情報も明記すること。

【様式4】予定メンバーの経歴・業績表

全体統括責任者／経歴・業績表(様式4-1)

氏名

所属

主な職歴

実績

資格・受賞歴等

その他

※ヘルスケア・福祉等、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に関連する事項には下線を引くこと。

担当者／経歴・業績表(様式4-2)

氏名

所属

主な職歴

実績

資格・受賞歴等

その他

※ヘルスケア・福祉等、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に関連する事項には下線を引くこと。

担当者／経歴・業績表(様式4-3)

氏名

所属

主な職歴

実績

資格・受賞歴等

その他

※ヘルスケア・福祉等、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に関連する事項には下線を引くこと。

担当者／経歴・業績表(様式4-4)

氏名

所属

主な職歴

実績

資格・受賞歴等

その他

※ヘルスケア・福祉等、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に関連する事項には下線を引くこと。

【留意事項】

1. 書式指定:【様式4】、A4 判縦必要枚数。

各実績には件名、概要、予算規模及び参画期間を記載すること。

2. 全体統括責任者、担当者について、同種・同類業務実績をそれぞれ 3 件まで記載すること。また、全体統括責任者については、ヘルスケア・福祉等、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に関連する業務の経験を有していることがわかるよう記載すること。

3. 業務実施における各役割の代表担当者 1 名の経歴、業務実績、受賞歴、保有資格等を示すこと。

4. 自社以外の者を参画させる場合は、その者の情報も明記すること。

【様式5】ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

会社名(応募者名)	
-----------	--

○以下の様式に示す認定項目および女性活躍推進法に基づく行動計画が策定済みかを記入すること。

○認定についてはその写しを、行動計画については策定済みを示す文書等の写しを添付すること。

※下記1～4の事項について、本応募後、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに届け出ること。

・該当する□にレ点を入力すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定を受けていること。(ただし、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たしていること。)

- ・えるぼし認定段階1
- ・えるぼし認定段階2
- ・えるぼし認定段階3
- ・プラチナえるぼし認定

2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく行動計画(計画期間が満了していないもの)を策定済であること。

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る

3. 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定を受けていること。

- ・くるみん認定企業(旧基準)
- ・くるみん認定企業(新基準)
- ・プラチナくるみん認定企業

4. 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること。

- ・ユースエール認定企業

5. 上記1～4のいずれにも該当しない

以上

審査項目一覧（次期「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ（FS）実施に関する調査・提案委託業務一式）

大項目	中項目	審査項目	審査基準	配点	
1. 実施内容【50点（検討TF業務支援5点＋調査45点）】					
1.1	検討TFの業務支援	1.1.1	検討TF会議の運営支援（開催を含む）	仕様書に沿った形で会議の運営方法が、具体的かつ現実的に提案されているか	5
		1.2.1	目指すべき将来像、取り巻く社会課題、次期SIPで解決すべき課題とその解決方法を抽出するための調査	課題候補に係る目指すべき将来像と取り巻く社会課題の把握のために課題候補のコンセプトや内閣府が実施したRFI結果を踏まえ、Society 5.0、SDGsその他の国内外の政府、自治体、業界、アカデミア、NPO、企業、各種コンソーシアム等における各種方針、戦略、ビジョン、ロードマップ、地域での取組等に係る文献等を調査すること。 調査から得られた情報はSIP制度の趣旨や「次期SIPの基本的な枠組み」（参考資料を参照）等の次期SIPの制度設計の検討状況を踏まえ、次期SIPで解決すべき課題、それを構成する小課題（以下「サブ課題」という。）とその解決方法（以下「解決方法」という。）、抽出するに資する一次情報または視覚化した二次情報（俯瞰的なマップ等）として提出することについて、対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5
	1.2 基礎的調査	1.2.2		NPOや社会福祉法人、自治体等による多様な個人を支えるコミュニティ創り・多様な個人の社会参画支援を行っている事例及び企業や業界が上記参画に資する企業活動や製品開発や先行的研究開発やサブスク等新たな取組等、委託者が提示する事例を参考にしながら、調査し、次期SIPで取り上げ、全国的に普及させるべき取組を委託者と相談の上、検討TFに提供することに対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5
				共通システムの構築やルール整備に関する調査として、解決方法において技術開発に限らず、技術開発に伴う共通システムの構築や法制度・ルールの整備、市民の啓もう等が必要なものについて、考慮すべき国内外の制度整備や関連施策の状況について文献調査と有識者へのインタビュー調査を実施し、その調査から現状と見通しに資する情報を抽出し提出すること。 次期SIPにおいて取り組むべき対応を検討TFで検討するに当たり、上記調査結果に基づいて、今後整備が必要となる可能性のある制度や規制等、関連所管省庁などの情報を提出することに対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5
				国内外のプロジェクト調査として、SIPが省庁連携のもとで推進されるプログラムかつ、国際連携を推進していることを踏まえ、上記の解決方法に関する国内外のプロジェクトの実施・検討状況を文献により調査し、一次情報または視覚化した二次情報（俯瞰的なマップ等）として、次期SIPとの関係性を整理すること。 これにより省庁連携や国際連携のもとで取り組むことで課題解決に繋がる研究開発テーマの検討に資する情報を提供するとともに、ベンチマークとなるプロジェクトを抽出することに対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5
				国内外の市場分析として、解決方法に関する事業環境や技術開発に関して、文献調査と有識者へのインタビュー調査を実施すること。具体的には、たとえば、想定される業界に係る国内外の市場規模と成長の見通し、技術分野毎の強みや弱さなど、我が国における強み、弱み等、現状と見通しを検討TFで把握するに資する情報を提供することに対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5

大項目	中項目	審査項目	審査基準	配点
	1.3 サブ課題の中核となる研究開発テーマ候補の技術実現性等の調査	1.3.1 中核的研究開発テーマ候補の技術実現性調査	自治体やNPO、企業や社会福祉法人等地域資源による多様な個人の社会への包摂にかかる先進的取組にかかる全国的な普及実現に資する情報(それら先進的取組が一部地域・企業に限定される要因分析や全国への波及に必要となる要素の分析等)及び制度(社会保障・国と自治体の関係・自治体とコミュニティの関係等)・技術的(社会技術と科学技術)・国民のリテラシー(価値観)等の課題については制度・技術・価値観評価に資する情報(他技術等とのベンチマークによる性能の優位性比較、社会実装に向けたボトルネックの技術、当該研究開発テーマ候補による社会実装の実現(課題解決)が難しい場合の代替案等)を提供することに対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5
		1.3.2 中核的研究開発テーマ候補の事業性・社会的受容性調査	SIP課題候補において設定した中核的・研究開発テーマ候補について、想定される供給必要量と供給可能量の差異、品質、コスト、安全性、実現性、個別性、地域性などの課題をステークホルダーからのヒアリングを通じて抽出すること。 また、テーマの特性に応じて、モデルの試作、シミュレーション、サービス実証等を通じてユーザーニーズや横断的共通事項(健常者から障がい者・要介護者・健康づくりから介護)を把握・評価すること。 これらを通じて、各中核的研究開発テーマ候補の事業性や社会的受容性を分析・整理することの3点に対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5
	1.4 次期SIP課題候補に係る社会実装に向けた戦略の検討	1.4.1 課題全体及びサブ課題を通じて、どのように、どのようなゴールを達成しようとするのかの具体化	1.3の調査結果を踏まえ、課題全体及びサブ課題単位で、課題解決に向けた中間・最終のアウトプット/アウトカム目標、社会実装までのロードマップ(シナリオ)等の戦略を作成するために必要な情報の整理を行うこと。 これにより、課題全体及びサブ課題を通じて、どのように、どのようなゴールを達成しようとするのか具体化すること。 その際、「次期SIPの基本的な枠組み」及び内閣府が別途開催する「次期SIPの制度設計等に係る有識者検討会議」で検討する社会実装に向けた指標(TRLに加え、BRL(Business Readiness Level)、GRL(Governance Readiness Level)、SRL(Societal Readiness Level)等)の活用を検討すること。 これにより、課題全体及びサブ課題を通じて、どのように、どのようなゴールを達成しようとするのか具体化することの4点に対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5
	1.5 次期SIP課題候補に係る研究開発計画書の素案作成	1.5.1 次期SIP課題候補に係る研究開発計画書の素案作成	1.1~1.4の調査結果及び検討TF会議での議論、次期SIPの制度設計、SIPの諸条件(事業期間、予算額等)を踏まえて、 ・次期SIP課題候補で目指す将来像、解決すべき課題と解決方法 ・課題全体及びサブ課題単位での課題解決に向けた中間・最終のアウトプット/アウトカム目標 ・社会実装に向けたロードマップ等の戦略 ・取り組むべき研究開発テーマ ・戦略等 ・データマネジメント ・対外発信 ・年度及び事業期間全体の予算概算 ・マッチングファンド見込み ・プロジェクトフォーメーション ・社会実装に向けた関係省庁・関係機関の協力体制等 の次期SIP課題候補の全体構造案を記載した研究開発計画書の素案書類を作成し、検討TFに報告すること。 また、各課題候補のコンセプトを示すイメージ図を作成すると共に、複数のサブテーマ間の関係性を記載すること。に対応する業務内容が仕様書に沿って記述され、具体的かつ現実的なものか	5

大項目	中項目	審査項目	審査基準	配点	
2. 実施体制【40点】					
2.1	実施計画・実施体制	2.1.1	実施計画の妥当性、効率性	具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか	5
		2.1.2	類似業務の経験	類似業務について実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、本業務との関連性が高いか	5
		2.1.3	要員計画	提案された業務の基本方針及び方法に見合った実施体制や要員計画が具体的かつ現実的であり、業務実施上重要な専門性が確保されているか 外部の人材に過度に依存せず適切な要員計画がなされ、主要な業務を外部委託していないか	10
		2.1.4	組織の業務に対する理解度・経験・能力	応募者がSIP事業が政府の施策であることを理解しているか	20
				責任者が直近5年間に類似業務の経験を有しているか	
				責任者の経歴と本業務との関連が高いか	
業務従事者が直近5年間に類似業務の経験を有しているか					
業務従事者の経歴と本業務との関連が高いか					
マネジメント、情報セキュリティ、個人情報保護等に関する資格、認証が受託者或いは責任者や業務実施者にあるか					
3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標【10点】					
3.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	3.1.1	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定を取得しているか	4
				次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定を取得しているか	4
				若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得しているか	2

契 約 書 (案)

1. 件 名 次期「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」課題候補「包括的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ (FS) 実施に関する調査・提案委託業務 一式
2. 履行場所 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
3. 履行期限 令和5年3月31日
4. 契約金額 総額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
5. 契約保証金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下「甲」という。)と<落札者>(以下「乙」という。)とは、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

(契約の範囲)

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

(善管注意義務、法令・ガイドライン等の遵守)

第2条 乙は、本委託業務の趣旨を踏まえつつ、本委託業務にかかる公募要項並びに本委託業務の遂行に関して甲が示す通知等の文書の定めを遵守して、本委託業務を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。

2 乙は、本委託業務を実施する上で、委託業務費の原資が公的資金であることを十分認識し、国の不正行為等対応ガイドライン及び関係する法令等を遵守し、かつ、役職員等に遵守せしめるものとし、また、本委託業務を効率的に実施するよう努めなければならない。

3 乙は、乙の責任において、国の不正行為等対応ガイドラインに基づき、必要な措置を行わなければならない。また、甲は、国の不正行為等対応ガイドラインに従って、乙に対する指示及び措置等を行うことができるものとし、乙は甲の指示及び措置等に従うものとする。

(禁止又は制限される行為)

第3条 乙は、この契約により生ずる全ての権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は義務を承継させたり、担保に供する等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利若しくは義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議のうえ契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、委託業務が完了したときは、成果報告書並びに成果物を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第8条 甲は、乙が履行期限内に成果物を提出しないときは、期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の解除権及び違約金)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責により第1条の義務を履行する見込みがないと認められたとき。

二 第3条の規定に違反したとき。

三 第9条第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。

四 乙が、文書により契約の解除を申し出たとき。

2 甲が、前項各号により契約を解除するときは、乙は、契約残余期間分に相当する金額の100分の10を違約金として甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- 二 この契約に基づく作業中、乙の責により甲に損害を与えたとき。

2 前項の損害賠償金は甲が算定する。

(危険負担)

第13条 甲乙双方の責に帰することができない事由により、契約の履行ができなくなった場合には、乙は当該契約を履行する義務を免れるものとし、甲は当該部分についての代金の支払い義務を免れるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第14条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は

第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任期間等)

第17条 甲は、引き渡された成果物に関し、第5条第2項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 乙は、第28条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、第28条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第21条 甲は、第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第17条、第18条及び第20条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（再委託）

第23条 乙は委託業務の全部または一部を第三者に委託することができない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第24条 乙は、再委託先を変更する場合、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（成果物の取り扱い）

第25条 乙が委託業務に係り作成される成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての権利。）は、すべて甲に帰属する。また、甲は、納入された成果物の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託することができる。

- 2 甲及び乙の委託業務に係り発生した権利については、乙は著作者人格権を行使しないものとする。

3 甲及び乙の委託業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、乙は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

- 4 乙は委託業務に係り第三者が権利を有する著作物（写真、イラスト等）を使用する場合、その著作権と肖像権に嚴重な注意を払い、当該既存著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを受乙において行うこと。
- 5 乙は委託業務に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理する。

（個人情報の保護）

- 第26条 乙は、本委託業務に関して、甲から個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の定義するところによる。以下同じ。）の預託を受けた場合、善良な管理者の注意をもって預託を受けた当該個人情報（以下「預託個人情報」という。）を取り扱わなければならない。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。
 - 一 預託個人情報を第三者（本委託業務につき再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供し又はその内容を知らせること。
 - 二 預託個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。
 - 3 乙は、預託個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所及びその他の乙の業務実施場所等において、預託個人情報の管理状況等について調査し、乙に対して必要な指示をすることができる。
 - 5 乙は、預託個人情報を、本委託業務の終了後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
 - 6 乙は、預託個人情報について漏洩、滅失、毀損その他本条の違反が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（秘密保持）

- 第27条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方、本FSの関係者及び当該秘密情報を所有する他の調査先（以下あわせて「開示者」という。）の事前の書面による同意がなければ、これを第三者（他の調査先を含む。以下同じ。）に開示・漏洩してはならない。また、開示者の事前の書面による同意により第三者に開示する場合、当該開示を行う当事者は、自身が本契約に基づき負う秘密保持義務と同内容及び同程度の秘密保持義務を、当該第三者に対して負わせるものとする。
- 一 本委託業務の実施において開示者より開示を受けた情報のうち開示者より秘密である旨の書面による明示があった情報
 - 二 本委託業務の実施において知り得た開示者の情報のうち開示者より秘密である旨の書面による明示があった情報
 - 三 本委託業務の実施中に発生した情報のうち開示者と秘密にすることを書面にて合意した情報
- 2 甲及び乙は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。
 - 一 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
 - 五 開示者から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
 - 六 公開を前提として開示者から提出を受けた文書に記載された情報

- 4 甲及び乙は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられたとき、又は甲に事業資金を交付している省庁及び内閣府並びに会計検査院若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、速やかに開示者へその内容を書面にて通知し必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は速やかに開示者へその内容を書面にて通知するものとする。なお、この開示により当該秘密情報の秘密性は喪失せず、甲又は乙は引き続き本契約に従って当該秘密情報を取り扱うものとする。
- 5 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する役職員並びに本委託業務の遂行・評価等のために委託した場合の受託者について、その所属を離れた後も含め、本条と同内容及び同程度の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 6 甲及び乙が、知的財産権の実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に開示者の書面による承諾を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。
- 7 本条の効力は研究期間終了後5年間存続するものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第28条 乙は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が各号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、準暴力団又は準暴力団構成員、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - 二 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - 三 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。
- 2 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第2号から第4号において同じ。）が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
 - 二 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
 - 三 乙が第三者をして前二号の行為を行わせること。
 - 四 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
 - 五 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。
- 3 甲は、前二項により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額の支払いを乙に求めることができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。第21条第2項の規定は、本条第1項、第2項により甲が本契約を解除した場合について準用する。

(協議)

- 第29条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

- 第30条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

(乙)

様式1

令和 年 月 日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

名称
代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

次期「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」課題候補
「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビ
リティスタディ（FS）実施に関する調査・提案委託業務 一式
仕様書

令和 4 年 6 月

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

1. 調達件名

次期「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ (FS) 実施に関する調査・提案委託業務 一式

2. 調達背景

戦略的イノベーション創造プログラム (以下「SIP」という。) は、科学技術イノベーション実現のために平成 26 年度に創設した国家プロジェクトである。内閣府では、令和 5 年度から次期 SIP で取り組むべき課題について、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画 (令和 3 年 3 月 26 日閣議決定) に基づき、将来像 (Society 5.0) からバックキャストにより検討し、令和 3 年 12 月 23 日にガバニングボードにおいて 15 の課題候補を決定した。その後、各課題候補について、研究開発テーマの情報提供依頼 (以下「RFI」という) を実施し、RFI 結果を踏まえ、プログラムディレクター候補 (以下「PD 候補」という) を公募・選定したところである。

今後、令和 4 年 12 月末にかけて、ガバニングボードの下に PD 候補を座長としてサブ課題の有識者 (サブ PD 候補)、関係府省、研究推進法人等で構成する検討タスクフォース (以下「検討 TF」という) を設置し、課題候補のコンセプトや RFI 結果を踏まえ、次期 SIP 課題候補に係るフィージビリティスタディ (以下「FS」という) として、基礎的調査、個別テーマの技術実現性等調査を実施し、技術、事業の両面からのインパクトを踏まえ、取り上げるべきテーマを絞り込み、課題の成立性を評価した上で、各課題候補の研究開発計画案を作成することとなっている。その後、ガバニングボードでの審議やパブリックコメントを行った上で、研究開発計画を決定するとともに、研究開発計画を踏まえ改めて PD を公募・決定することとしている。

なお、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が決定した次期 SIP の課題候補のうち、「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の FS については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 (以下「委託者」という) が研究推進法人を務めることとなった。

3. 目的

本件は、次期 SIP の課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の FS の実施に係る調査・提案業務を行い、検討 TF における議論 (取り上げるべきテーマの絞り込み、課題の成立性の評価等) を踏まえて、次期 SIP の開始に向けた研究開発計画の素案を検討、提案するものである。

4. 委託業務期間

契約締結から令和 5 年 3 月 31 日 (金) までとする。

5. 業務概要

参考資料「Society 5.0 実現に向けたターゲット領域 (次期 SIP の課題候補) の設定」が次期 SIP の構想であることを踏まえ、課題構成 (案) に基づき「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に対し 6 に示す業務を実施すること。

※ 参考資料：

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP：エスアイピー） - 科学技術・イノベーション - 内閣府 (<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/>)

「Society 5.0 実現に向けたターゲット領域（次期 SIP の課題候補）の設定」
<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/211223/siryo3.pdf>

(https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20220401sip_pd.htmlの別添資料並びに

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20211224sip.html>の資料 1 別添 1 を参照)

6. 業務内容

(1) 次期 SIP 課題候補の検討 TF の業務支援

「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の FS の実施に当たり、次期 SIP 課題候補の検討 TF の運営を支援し、(2) から (4) に関する事項について検討するものとする。議論を加速するため、必要に応じてワーキンググループを設置することがある。受託者は前記の SIP 関連の会議体において事務局として (ア) 及び (イ) に記載の業務を行うこと。

(ア) 検討 TF の運営支援

受託者は、検討 TF の会議開催に当たり、構成員との連絡調整、開催場所の提供及び設営、開催通知の発出、資料の作成と配付、議事進行、議事録等の作成等、検討 TF 会議の開催に必要な事務処理を実施すること。

(イ) 開催準備

検討 TF 会議は契約期間中 5 回程度開催することとし、会場は原則として東京都内又はその周辺の交通の利便性の良い施設とする。但し、新型コロナウイルス対策や参加者の利便性を勘案し、必要に応じて Web 会議又は面前会議及び Web 会議によるハイブリット方式の会議開催を可能とする。

(2) 基礎的調査

次期 SIP で解決すべき課題とその解決方法を抽出し、解決方法を評価・具体化するため、(ア) 及び (イ) の調査を実施し、検討 TF に報告すること。調査の実施に当たって、外部の専門機関の知見を必要とするものについては再委託・外注することができる。

(ア) 目指すべき将来像、取り巻く社会課題、次期 SIP で解決すべき課題とその解決方法を抽出するための調査

課題候補に係る目指すべき将来像と取り巻く社会課題の把握のために課題候補のコンセプトや内閣府が実施した RFI 結果を踏まえ、Society 5.0、SDGs その他の国内外の政府、自治体、業界、アカデミア、NPO、企業、各種コンソーシアム等における各種方針、戦略、ビジョン、ロードマップ、地域での取組等に係る文献等を調査すること。また、得られた情報は SIP 制度の趣旨や「次期 SIP の基本的な枠組み」(参考資料を参照)等の次期 SIP の制度設計の検討状況を踏まえ、次期 SIP で解決すべき課題、それを構成する小課題(以下「サブ課題」という。)とその解決方法(以下「解決方法」という。)、抽出するに資する一次情報または視覚化した二次情報(俯瞰的なマップ等)として提出すること。

(イ) 解決方法の評価と具体化のための各種調査

● 社会的資源によるコミュニティ創り・支え手に関する調査

国内における NPO や社会福祉法人、自治体等による多様な個人を支えるコミュニティ創り・多様な個人の社会参画支援を行っている事例及び企業や業界が上記参画に資する企業活動や製品開発や先行的研究開発やサブスク等新たな取組等、委託者が提示する事例を参考にしながら、調査し、次期 SIP で取り上げ、全国的に普及させるべき取組を委託者と相談の上、検討 TF に提供すること。

● 共通システムの構築やルール整備や啓もうに関する調査

解決方法において技術開発に限らず、技術開発に伴う共通システムの構築や法制度・ルールの整備、市民の啓もう等が必要なものについて、考慮すべき国内外の制度整備や関連施策の状況について文献調査と有識者へのインタビュー調査を実施し、その調査から現状と見通しに資する情報を抽出し提出すること。次期 SIP において取り組むべき対応を検討 TF で検討するに当たり、上記調査結果に基づいて、今後整備が必要となる可能性のある制度や規制等、関連所管省庁などの情報を提出すること。

● 国内外のプロジェクト調査

SIP が省庁連携のもとで推進されるプログラムかつ、国際連携を推進していることを踏まえ、上記の解決方法に関する国内外のプロジェクトの実施・検討状況を文献により調査し、一次情報または視覚化した二次情報（俯瞰的なマップ等）として、次期 SIP との関係性を整理すること。これにより省庁連携や国際連携のもとで取り組むことで課題解決に繋がる研究開発テーマの検討に資する情報を提供するとともに、ベンチマークとなるプロジェクトを抽出すること。

● 国内外の技術・市場分析

解決方法に関する事業環境や技術開発に関して、文献調査と有識者へのインタビュー調査を実施すること。具体的には、たとえば、想定される業界に係る国内外の市場規模と成長の見通し、技術分野毎の強みや弱さなど、我が国における強み、弱み等、現状と見通しを検討 TF で把握するに資する情報を提供すること。

(3) サブ課題の中核となる研究開発テーマ候補の技術実現性等の調査（中核的研究開発テーマ候補 1 件に対し 1,000 万円程度を上限として実施）

※応募者が提示する見積額において、中核的研究開発テーマ候補を何件調査するか件数を記載すること。

※「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の課題構成（案）については、文末を参照。

検討 TF において、課題コンセプト、RFI 結果、上記（2）基礎的調査における次期 SIP で解決すべき課題とその解決方法の情報をもとに、サブ課題における技術開発や事業化等の全体的な状況を把握し、取り組むべき研究開発テーマを抽出するために調査すべきものとして、検討 TF が選定したサブ課題の中核となる研究開発テーマの候補（以下「中核的研究開発テーマ候補」という。）について、下記（ア）及び（イ）の調査を実施する。受託者は、各中核的研究開発テーマ候補について、必要に応じて（2）の基礎的調査に関連する RFI の情報提供者や有識者等から委託者と相談の上、ヒアリングを行い、検討 TF の確認を得て、調査の仕様書を作成した上で、当該仕様書に基づ

き、必要な経費（旅費、諸謝金、会議費、試作費、試験費、評価費、サービス実証等）を弁済し、調査を実施するものとする。また、当該調査を実施する上で特別な機械装置等を必要とする場合においては当該機械装置等を所有する研究機関等に外注して実施することができるものとする。なお、当該調査を実施する上で新たな機械装置等を使用することが必要な場合において、当該機械装置等を取得することは認められず、リース契約等とするものとする。調査の進捗を管理するため、全体及びサブ課題単位で、担当者を配置し、進捗管理・評価を行い、調査結果をとりまとめ、検討TFに報告すること。

(ア) 中核的研究開発テーマ候補の普及性・技術実現性調査

中核的研究開発テーマ候補について、自治体やNPO、企業や社会福祉法人等地域資源による多様な個人の社会への包摂にかかる先進的取組にかかる全国的な普及実現に資する情報（それら先進的取組が一部地域・企業に限定される要因分析や全国への波及に必要となる要素の分析等）及び制度（社会保障・国と自治体の関係・自治体とコミュニティの関係等）・技術的（社会技術と科学技術）・国民のリテラシー（価値観）等の課題については制度・技術・価値観評価に資する情報（他技術等とのベンチマークによる性能の優位性比較、社会実装に向けたボトルネックの技術、当該研究開発テーマ候補による社会実装の実現（課題解決）が難しい場合の代替案等）を提供すること。

(イ) 中核的研究開発テーマ候補の事業性・社会的受容性調査

SIP 課題候補において設定した中核的 研究開発テーマ候補について、想定される供給必要量と供給可能量の差異、品質、コスト、安全性、実現性、個別性、地域性などの課題をステークホルダーからのヒアリングを通じて抽出すること。

また、テーマの特性に応じて、モデルの試作、シミュレーション、サービス実証等を通じてユーザーニーズや横断的共通事項（健常者から障がい者・要介護者・健康づくりから介護）を把握・評価すること。

これらを通じて、各中核的研究開発テーマ候補の事業性や社会的受容性を分析・整理すること。

(4) 次期 SIP 課題候補に係る社会実装に向けた戦略の検討

(3) の調査結果を踏まえ、課題全体及びサブ課題単位で、課題解決に向けた中間・最終のアウトプット/アウトカム目標、社会実装までのロードマップ（シナリオ）等の戦略を作成するために必要な情報の整理を行うこと。これにより、課題全体及びサブ課題を通じて、どのように、どのようなゴールを達成しようとするのか具体化すること。その際、「次期 SIP の基本的な枠組み」及び内閣府が別途開催する「次期 SIP の制度設計等に係る有識者検討会議」で検討する社会実装に向けた指標（TRL に加え、BRL（Business Readiness Level）、GRL（Governance Readiness Level）、SRL（Societal Readiness Level）等）の活用を検討すること。また、戦略の検討に当たって、RFI の情報提供者等によるワークショップを開催することも可能である。

(5) 次期 SIP 課題候補に係る研究開発計画の素案作成

上記（1）～（4）の調査結果及び検討TF会議での議論、次期SIPの制度設計、SIPの諸条件（事業期間、予算額等）を踏まえて、次期SIP課題候補で目指す将来像、解決すべき課題と解決方法、課題全体及びサブ課題単位での課題解決に向けた中間・最終のアウトプット/アウトカム目標、社会実装に向けたロードマップ等の戦略、取り

組むべき研究開発テーマ・戦略等、データマネジメント、对外発信、年度及び事業期間全体の予算概算、マッチングファンド見込み、プロジェクトフォーメーション、社会実装に向けた関係省庁・関係機関の協力体制等の次期 SIP 課題候補の全体構造案を記載した研究開発計画の素案書類を作成し、検討 TF に報告すること。また、各課題候補のコンセプトを示すイメージ図を作成すると共に、複数のサブテーマ間の関係性を記載すること。

(6) 研究開発計画の素案概要リーフレット作成

会議資料等で使用する上記(5)の概要を以下仕様のとおり作成すること。

＜仕様＞ サイズ・色：A3 二つ折り、両面カラー

用紙：コート紙 70.5kg

部数：200 部

(7) 打合せ

- (ア) 受託者は、契約期間中、実施事項の進捗状況を含む作業内容全般について、委託者と、2週間に1回程度、打合せを行うこと。
- (イ) 受託者は、打合せの議事録を作成し、委託者へ提出すること。
- (ウ) 受託者は、委託者の要望を踏まえ、打合せ資料の作成等、効果的な実施に努めること。

7. 業務遂行の条件

(1) 成果報告書の作成に当たって遵守すること

- ・日本語で作成すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。
- ・図表を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
- ・文章や図、写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。
- ・五十音順・アルファベット順の用語集、略語集を含めること。
- ・アルファベット等の略語については初出箇所のページ下部に脚注を挿入し、説明すること。
- ・受託者は、本業務の実施にあたって、非公開情報は、他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理し、本業務実施の目的以外には使用せず、第三者に漏えいしないこと。
- ・個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令を遵守すること。

(2) 全体スケジュール

- ・https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/pdf/220401sip_pd5.pdf を参照の上、受託者にて詳細なスケジュールを提案すること。
- ・6(7)(ア)に記した打合せにおいて、各調査に関する進捗状況の報告を行い、作業の遅延等が生じた場合にはその対策案を委託者に報告するとともに、リカバリーに努めること。

(3) 本業務に関する留意事項

- ・契約後直ちにキックオフミーティングを開催し、全体的な計画を提示し、検討 TF と

- 意識をすり合わせ、調査を開始すること。
- ・調査を効率的に進めるため、調査の手法・方法を工夫すること。
- ・作業計画を明確に定め、作業項目ごとの工程管理を行うこと。
- ・各ミーティングの形式はリモート形式を主とするが、必要に応じて集合形式でも行うものとする。集合形式で行う場合は、新型コロナウイルス対策を行った上で実施するものとする。
- ・委託者からの調査に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。
- ・委託者との打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。
- ・複数者で共同実施する際は、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が責任をもって業務を実施すること。
- ・受託者は、本業務の全部または業務の主となる部分を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。
- ・受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本件実施要綱が定める受託者の責務を、再委託先・外注事業者も負うよう必要な処置を実施すること。また、再委託・外注先事業者の対応について最終的な責任を受託者が負うこと。
- ・受託者は、再委託・外注をするにあたり、安全保障上問題がない再委託・外注先を選定しなければならない。
- ・受託者は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力を再委託・外注先としないこと。
- ・受託者は、次期 SIP 関連の会議体（検討 TF 会議等）で、報告等を行う場合、委託者との事前協議の上、関連会議体に参加し、作業内容について報告すること。また、検討 TF の構成員からの指示・助言、提案の反映に努めること。

8. 成果報告書等の納入物

(1) 提出方法・提出期限

研究開発計画の素案及び概要リーフレットと成果報告書・成果概要を作成し、委託者の了承を得たうえで、紙媒体及び電子データを提出すること。電子データの形式は PDF と併せて編集可能な形式（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint）を含めること。

- ① 研究開発計画の素案 : 令和4年12月12日（金）
- ② 研究開発計画の素案概要リーフレット : 令和5年3月31日（金）
- ③ 成果報告書・成果概要 : 令和5年3月31日（金）

(2) 提出先 :

〒567-0085 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8
 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
 戦略企画部（次期 SIP 包摂的 CP 担当）

(3) 注意事項

- ・ 検査の結果、納入成果物の全部または一部に不備不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、委託者の承認を得て、指定した日時までに修正が反映された納入成果物を納入すること。
- ・ 委託者が検査を行った結果、不適切と判断した場合は、委託者の指示に従い対応を行

うこと。

- ・ 最終的な納入成果物については、前項に記載の全てが揃っていること及びレビュー後の改訂事項が反映されていることを委託者が確認し、これらが確認され次第、検収終了とする。
- ・ 成果物納入後、契約期間中に委託者から提供された資料等については、委託者の指示に従うこと。

9. 成果物の取り扱いに関する事項

- (1) 本業務に係り作成される成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての権利。）は、すべて委託者に帰属するものとする。また、委託者は、納入された成果物の複製物を、著作権法第47条の3の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託することができるものとする。
- (2) 本業務に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- (4) 本業務に係り第三者が権利を有する著作物（写真、イラスト等）を使用する場合、その著作権と肖像権に厳重な注意を払い、当該既存著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを受託者において行うこと。
- (5) 本業務に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

10. 委託者との協議

その他本実施要綱に記載されていない事項又は本業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、事前に委託者と適宜協議の上、決定するものとする。

※「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」の課題構成（案）：

- 【課題1】つながりを支援するインフラ整備＋在宅等における電子的情報の促進
- 【課題2】多様な世代における社会的包摂コミュニティの隘路の検証
- 【課題3】給付制度に頼らない福祉サービスの開発と実装
- 【課題4】（検討中）
- 【課題5】高齢者の虚弱化と妊産婦や壮年期等の孤独・孤立予防システムの構築

以上

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、本業務の履行にあたって取り扱うこととなる個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。なお、他の法令に特別の定めがある場合を除く。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者または提供を受けた第三者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者または第三者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を行うため委託者または第三者から提供を受け、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに第三者から提供を受けた資料等は提供した第三者に、それ以外は委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(委託者の解除権及び損害賠償)

第12 委託者は、受託者がこの特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合又はその他個人情報の保護に関する事項について問題があると認める場合は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者の求めに応じその損害を賠償しなければならない。

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

次期「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」の課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ（FS）実施に関する調査・提案委託業務一式に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

貴研究所が公募する標記業務について応募したいので、その旨を表示します。
なお、提出する資料の記載の事項について相違ないことを申し添えます。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名：次期「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ (FS) 実施に関する調査・提案委託業務 一式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：**令和4年7月6日(水)**

提出先メールアドレス 戦略企画部(次期SIP包摂的CP担当)：sangakukan@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：次期「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ（FS）実施に関する調査・提案委託業務 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年7月6日（水）

提出先メールアドレス

戦略企画部（次期 SIP 包摂的 CP 担当）：sangakukan@nibiohn.go.jp

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、準暴力団又は準暴力団構成員、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示
- 3 誓約書
- 4 公租公課の納付に係る申立書
- 5 その他参考資料
会社履歴書等

提出部数 各1部

提出期限 令和4年7月15日（金）17:00まで

(別紙様式)

公租公課の納付に係る申立書

当社は、公租公課について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと及び直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該税金等及び保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

公 募 辞 退 届

件 名：次期「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の課題候補「包摂的コミュニティプラットフォームの構築」に係るフィージビリティスタディ(FS)実施に関する調査・提案委託業務一式

上記の件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社 名)

